地域密着型特別養護老人ホーム七川荘やすらぎ

基本料金

区 分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護 5
ユニット型個室	6,250円	6,910円	7,620円	8,280円	8,940円

② 加算料金

加算の種類	加算の内容	加算額(日額)
初期加算	利用者が新規に入所及び1ヵ月以上の入院後再び入所した場	300円
	合30日間加算。	
入院・外泊時費用	利用者が入院及び外泊の場合の6日間を限度として加算(た	2,460円
	だし、入院・外泊の初日及び末日のご負担はありません。)	
日常生活継続支援	(1)算定日の属する月の前6月間又は前12月間における新規入	460円
加算(Ⅱ)	居者の総数のうち、要介護4・5の者が70%以上	
	(2)算定日の属する月の前6月間又は前12月間における新規	
	入居者の総数のうち、日常生活自立度Ⅲ以上の者が65%以上	
	(3)経管栄養や喀痰吸引等が必要な者の割合が 15%以上	
	(1) から (3) までのいずれかに該当する事	
	介護福祉士の数が常勤換算で6:1以上の配置	
認知症専門ケア	入所者総数のうち、日常生活自立度Ⅲ以上の割合が50	3 0 円
加算 (I)	%以上で専門的な研修修了者を、対象者が20人未満の場	
	合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、19名を超え	
	て10を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとし	
	て専門的な認知症ケアの実施	
	留意事項の伝達又は技術的指導の会議を定期的に実施	
療養食加算	厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合。	180円
看護体制加算(I)イ	常勤の看護師を一名以上配置している場合。	120円
看護体制加算(Ⅱ)イ	看護職員を常勤換算方法で2名以上配置している場合。	230円
夜勤職員配置加算	厚生労働大臣が定める夜勤勤務の基準を満たした場合。定員3	460円
(Ⅱ) イ	0人又和51人以上である場合。	
看取り介護加算	利用者の重度化等に伴う医療ニーズの増大等に対応する観点	死亡日以前4日以上30日以下
	から、看護師の配置と夜間における24時間連絡体制の確保	1,440円
	、看取りに関する指針の策定等の要件を満たす場合、医師が	死亡日前日及び前々日
	終末期にあると判断した利用者について、医師、看護師、介	6,800円
	護職員等が共同して、本人又は家族等の同意を得ながら見取	死亡日
	りの介護を行った場合に、死亡前30日を限度として加算。	12,800円
若年性認知症入所	若年性認知症入所者に対して地域密着型介護老人福祉	
者受け入れ加算	施設入所者生活介護を行った場合に加算。	1,200円

介護職員処遇改善	厚生労働大臣が定める基準に適合して介護職員の賃金	介護サービス費
加算	の改善を実施してものとして市町村に届け出ている事	の8.3%を加算
	業所が加算。	

※上記金額の合計の1割または2割の負担となります。

(2)介護保険給付サービス以外に係るその他費用の内訳については次のとおりです。

① 居住に要する費用

施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、居住費をご負担していただきます。

ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された居住費の金額(1日当たり)のご負担となります。

	基準費用額		負担限度額	
ユニット型個室	第4段階	第3段階	第2段階	第1段階
	1,970円	1,310円	820円	820円

② 食事の提供に要する費用

入居者に提供する食事の材料及び調理にかかる費用です。実費相当額を負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された食費の金額(1日当たり)のご負担となります。

	基準費用額	負担限度額		
食費	第4段階	第3段階	第2段階	第1段階
	1,380円	650円	390円	300円

③ その他の費用

日常生活品費	実費	理容代金	実費
レクリエーション行事	実費	栄養補助食品費	実費
お茶・お菓子代	1日につき50円	特別な食事	実費

④ 介護保険負担限度額認定適用基準

課税非課税とは市町村民税の課税非課税となります。

区 分	摘要基準		
第1段階	被保護者、世帯非課税の老齢福祉年金受給者		
第2段階	世帯非課税かつ(合計所得+課税年金)が年間80万円以下		
第3段階	世帯非課税で第2段階以外		
第4段階	世帯課税または本人課税 ・ 低所得者対策なし		